

DC法・DB法の改正について

～「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」の概要～

本資料は、2020年6月5日に公布された「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」のうち、私的年金制度に関する内容を中心に概要をまとめたものです。
今後公布・発出される政省令・通知等の規定によって、内容が変更となる可能性があります。

2020年7月

日本生命保険相互会社

本資料においては以下の略称を用いております。

DC : 確定拠出年金 (Defined Contribution)
DB : 確定給付企業年金 (Defined Benefit)

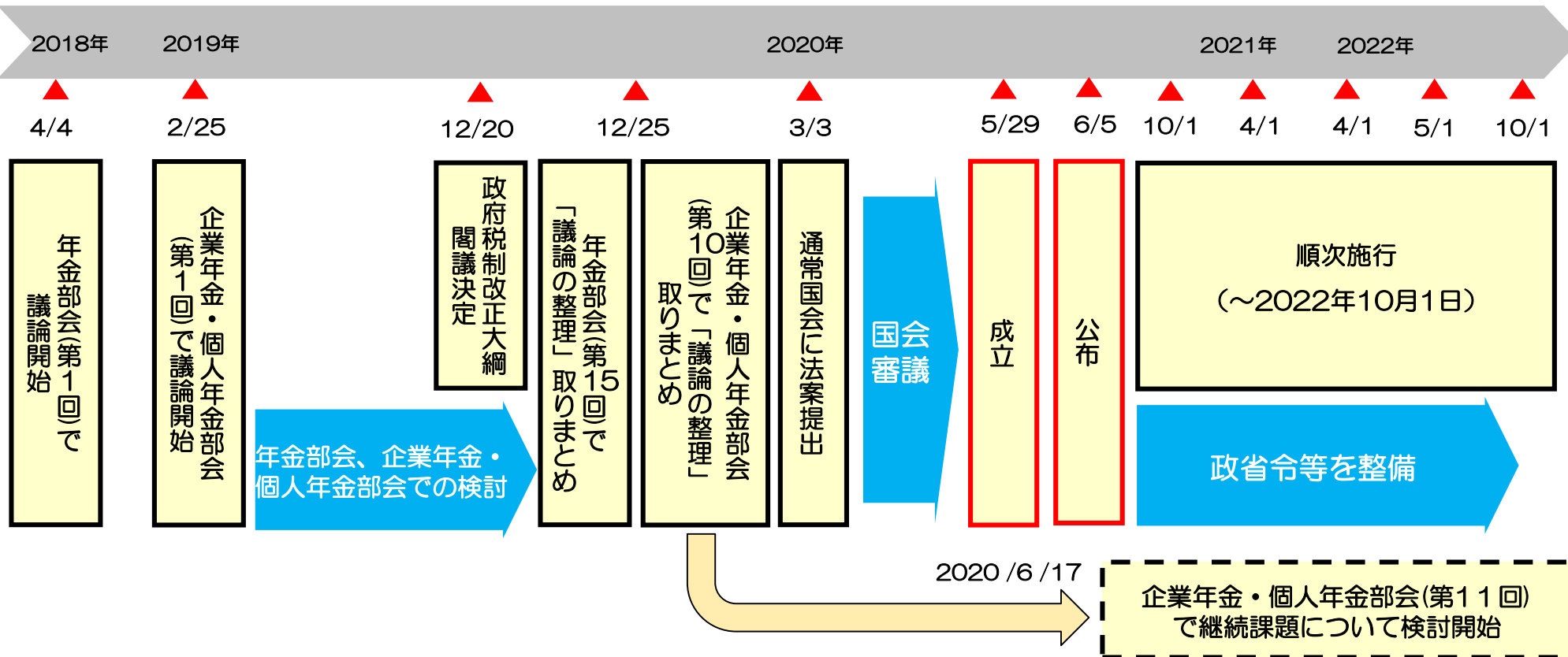
本資料は、作成時点における信頼できる情報にもとづいて作成されたものですが、その情報の確実性を保証するものではありません。
本資料に含まれる会計・税務・法律等の取扱いについては、公認会計士・税理士・弁護士等にご確認のうえ、貴団体自らご判断ください。

◇2020. 7. 2 日本生命保険相互会社 団体年金コンサルティングG 発行 (日本-年基-202006-170-0169-D)

| | |
|----------------------------------|----|
| はじめに 一法改正の全体像 | 2 |
| I. DCに関する法改正の概要について | |
| ー ①加入可能要件の見直し | 5 |
| ー ②受給開始時期の選択肢の拡大 | 7 |
| ー ③企業型DC加入者のiDeCo加入の要件緩和 | 8 |
| ー ④マッチング拠出とiDeCo加入の選択 | 9 |
| ー ⑤中途引出し（脱退一時金）の改善 | 10 |
| ー ⑥制度間の年金資産の移換（ポータビリティ）の改善 | 11 |
| ー ⑦中小企業向け制度の対象範囲の拡大 | 12 |
| ー ⑧各種手続きの改善等 | 13 |
| II. DBに関する法改正の概要について | |
| ー ⑨支給開始時期の設定可能範囲の拡大 | 17 |
| ー ⑩制度間の年金資産の移換（ポータビリティ）の改善 | 18 |
| ー ⑪給付額の改定手続き | 19 |
| ー ⑫各種手続きの改善等 | 20 |
| ー ⑬リスク対応掛金に係る規約変更の手続き | 21 |
| III. 今後の検討課題と議論の進め方について | |
| ー 今後の検討課題と議論の進め方について | 23 |
| IV. （ご参考）公的年金制度の改正の概要について | |
| ー 公的年金制度の改正の概要について | 25 |

- 2019年12月に取りまとめられた厚生労働省社会保障審議会年金部会および企業年金・個人年金部会における「議論の整理」をもとに、法案が作成されました。
- 通常国会での審議を経て、「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」（以下、「改正法」）が成立しました（2020年5月29日成立、6月5日公布）。

スケジュール



○改正法に盛り込まれた内容は、以下のとおりです。

（政省令・運用面の改善事項も含めて記載しております。）

○施行日は、内容によって、「公布日（2020年6月5日）」、「公布日から6月を超えない範囲で政令で定める日」、「2021年4月1日」、「2022年4月1日」、「2022年5月1日」、「2022年10月1日」などとされています。

| DC | | | DB | | |
|----------|--------------------------|--------------------------------------|---|-------------------|--------------------------|
| | 項目 | 施行日 | | 項目 | 施行日 |
| 年齢要件 | ①加入可能要件の見直し | 2022年5月1日 | 年齢要件 | ⑨支給開始時期の設定可能範囲の拡大 | 2020年6月5日（公布日） |
| | ②受給開始時期の選択肢の拡大 | 2022年4月1日 | | ポータビリティ | ⑩制度間の年金資産の移換（ポータビリティ）の改善 |
| iDeCo関連 | ③企業型DC加入者のiDeCo加入の要件緩和 | 2022年10月1日 | その他 | | ⑪給付額の改定手続き |
| | ④マッチング拠出とiDeCo加入の選択 | 2022年10月1日（予定） | | ⑫各種手続きの改善等 | ※ |
| ポータビリティ等 | ⑤中途引出し（脱退一時金）の改善 | 2021年4月1日・2022年5月1日 | 「⑬リスク対応掛金に係る規約変更の手続き」については、2019年12月27日に施行済です。 | | |
| | ⑥制度間の年金資産の移換（ポータビリティ）の改善 | 2022年5月1日 | | | |
| 中小企業関連 | ⑦中小企業向け制度の対象範囲の拡大 | 公布日から6月を超えない範囲で政令で定める日（2020年10月1日予定） | | | |
| その他 | ⑧各種手続きの改善等 | ※ | ※施行日を含む詳細な内容については、政省令等で規定される予定です。 | | |

I. DCに関する法改正の概要について

①加入可能要件の見直し（1）

○企業型DC・個人型DC（iDeCo）ともに、高齢期の就労の拡大を踏まえ、公的年金の見直しに併せて、加入可能要件の見直し（加入可能年齢の引上げ等）が行われました。

【DC法第2条第6項、第3条、第4条、第9条、第62条】

2022年5月1日施行

| | 改正前 | 改正後 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------|--|---|---------|---------|---------|-------------|---------------------|---------|-----------------|------------|---------|-------------|---------------------|---|--|---------|---------|---------|-------------|---------------------|---------|-----------------|------------|---------|-------------|---------------------|
| 企業型DC | <ul style="list-style-type: none">加入対象は、厚生年金被保険者のうち65歳未満の者。ただし、60歳以降は、60歳までと同一事業所で継続して使用される者に限る。 <p>(※) 加入可能</p> <p>加入可能 → 加入不可</p> <p>※同一事業所で継続勤務の場合のみ</p> | <ul style="list-style-type: none">企業の高齢者雇用の状況に応じたより柔軟な制度運営を可能とするとともに、DBとの整合性（DBについては、左記のような年齢要件や同一事業所要件はない。）を図るため、年齢要件と同一事業所要件を撤廃し、厚生年金被保険者（70歳未満）であれば加入者として行うことができるようにする。 <p>(※) 加入可能</p> <p>加入可能 → 加入可能</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 個人型DC (iDeCo) | <ul style="list-style-type: none">加入対象は、国民年金第1～3号被保険者の資格を有している、60歳未満の者。 <table border="1"><thead><tr><th></th><th>20歳～59歳</th><th>60歳～64歳</th></tr></thead><tbody><tr><td>第1号被保険者</td><td>国民年金被保険者の期間</td><td>任意加入被保険者はiDeCo加入可能へ</td></tr><tr><td>第2号被保険者</td><td>(※) 国民年金被保険者の期間</td><td>iDeCo加入可能へ</td></tr><tr><td>第3号被保険者</td><td>国民年金被保険者の期間</td><td>任意加入被保険者はiDeCo加入可能へ</td></tr></tbody></table> | | 20歳～59歳 | 60歳～64歳 | 第1号被保険者 | 国民年金被保険者の期間 | 任意加入被保険者はiDeCo加入可能へ | 第2号被保険者 | (※) 国民年金被保険者の期間 | iDeCo加入可能へ | 第3号被保険者 | 国民年金被保険者の期間 | 任意加入被保険者はiDeCo加入可能へ | <ul style="list-style-type: none">60歳以上の国民年金被保険者や、海外に居住する日本国籍を有する国民年金任意加入被保険者にも拡大する。 <table border="1"><thead><tr><th></th><th>20歳～59歳</th><th>60歳～64歳</th></tr></thead><tbody><tr><td>第1号被保険者</td><td>国民年金被保険者の期間</td><td>任意加入被保険者はiDeCo加入可能へ</td></tr><tr><td>第2号被保険者</td><td>(※) 国民年金被保険者の期間</td><td>iDeCo加入可能へ</td></tr><tr><td>第3号被保険者</td><td>国民年金被保険者の期間</td><td>任意加入被保険者はiDeCo加入可能へ</td></tr></tbody></table> | | 20歳～59歳 | 60歳～64歳 | 第1号被保険者 | 国民年金被保険者の期間 | 任意加入被保険者はiDeCo加入可能へ | 第2号被保険者 | (※) 国民年金被保険者の期間 | iDeCo加入可能へ | 第3号被保険者 | 国民年金被保険者の期間 | 任意加入被保険者はiDeCo加入可能へ |
| | 20歳～59歳 | 60歳～64歳 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第1号被保険者 | 国民年金被保険者の期間 | 任意加入被保険者はiDeCo加入可能へ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第2号被保険者 | (※) 国民年金被保険者の期間 | iDeCo加入可能へ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第3号被保険者 | 国民年金被保険者の期間 | 任意加入被保険者はiDeCo加入可能へ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 20歳～59歳 | 60歳～64歳 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第1号被保険者 | 国民年金被保険者の期間 | 任意加入被保険者はiDeCo加入可能へ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第2号被保険者 | (※) 国民年金被保険者の期間 | iDeCo加入可能へ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第3号被保険者 | 国民年金被保険者の期間 | 任意加入被保険者はiDeCo加入可能へ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

(※) 20歳未満についても、適用事業所に使用される場合は厚生年金被保険者となり、加入可能。

①加入可能要件の見直し（2）

○DCの加入可能要件の見直し後も、老齢給付金を受給した場合には再加入することができない点に注意が必要です。

なお、この点に関する周知・案内のビラが、右のとおり厚生労働省・国民年金基金連合会より発行されておりますので、あわせてご参照ください。

【DC・公的年金を受給した後のDCの加入の可否】

| | 企業型DC | iDeCo |
|-----------------|---|-------|
| DCの老齢給付金を受給した場合 | × | × |
| | 一人一つの個人別勘定に掛金と運用益を積み上げていく。DCの受給を開始すれば再加入不可。 ※企業型DCとiDeCoの勘定を一つずつ計2つ持つことができる。 | |
| 公的年金を繰上げ受給した場合 | ○ | × |
| | 事業主が従業員のために実施する退職給付制度であり、加入は従業員個人の公的年金の受給の有無を問わない。 | |

【ビラ抜粋】

企業型DCまたはiDeCoの老齢給付金を受給された方は、改正により企業型DCまたはiDeCoの加入要件を満たした場合であっても、それぞれ再加入することができません。
また、**公的年金を65歳前に繰上げ請求された方は、改正によりiDeCoの加入要件を満たした場合であっても、iDeCoに加入することができません**ので、ご注意ください。

厚生労働省・国民年金基金連合会からの案内（ビラ）
<https://www.mhlw.go.jp/content/12500000/000640272.pdf>

企業型DC・iDeCoの加入者・運用指図者の皆さまへ

確定拠出年金制度が改正されます

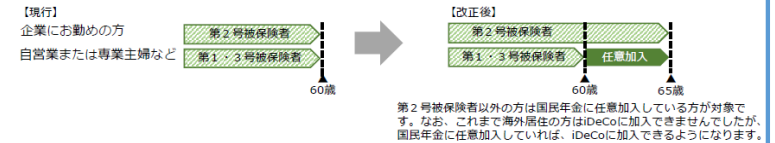
2022年5月から

企業型DCの加入可能年齢が拡大されます。

現在、企業型DCに加入することができるのは65歳未満の方ですが、**2022年5月から70歳未満の方まで拡大されます。**ただし、企業によって加入できる年齢などが異なります。

iDeCoの加入可能年齢が拡大されます。

現在、iDeCoに加入できるのは60歳未満の公的年金の被保険者ですが、**2022年5月から65歳未満に拡大されます。**



2022年10月から

企業型DC加入者がiDeCoに加入しやすくなります。

現在、企業型DCに加入している方がiDeCoに加入するには、各企業の労使の合意が必要ですが、**2022年10月から原則加入できるようになります。**

ただし、企業型DCの事業主掛金とiDeCoの掛金、これらの合計額がそれぞれ以下の表のとおりである必要があります。また、企業型DCにおいて加入者掛金を拠出（マッチング拠出）している場合などには、iDeCoに加入できません。

| | 企業型DCに加入している方がiDeCoに加入する場合 | 企業型DCと確定給付型（DB、厚生年金基金など）に加入している方がiDeCoに加入する場合 |
|----------------|----------------------------|---|
| 企業型DCの事業主掛金（①） | 55,000円以内 | 27,500円以内 |
| iDeCoの掛金（②） | 20,000円以内 | 12,000円以内 |
| ①+② | 55,000円以内 | 27,500円以内 |

2022年4月から

受給開始時期の上限が75歳に延長されます。

2022年4月から企業型DCとiDeCoの**老齢給付金の受給開始時期を60歳（加入者資格喪失後）から75歳までの間で、ご自身で選択**することができます。

★ご注意ください

企業型DCまたはiDeCoの老齢給付金を受給された方は、改正により企業型DCまたはiDeCoの加入要件を満たした場合であっても、それぞれ再加入することができません。

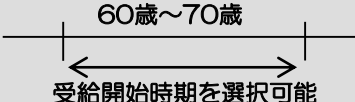
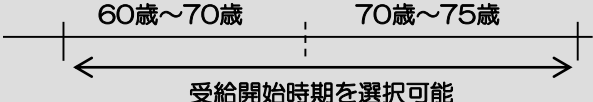
また、公的年金を65歳前に繰上げ請求された方は、改正によりiDeCoの加入要件を満たした場合であっても、iDeCoに加入することができませんので、ご注意ください。

②受給開始時期の選択肢の拡大

ODCの受給開始時期の選択肢が拡大されました。

【DC法第34条、第37条第1項・第2項】

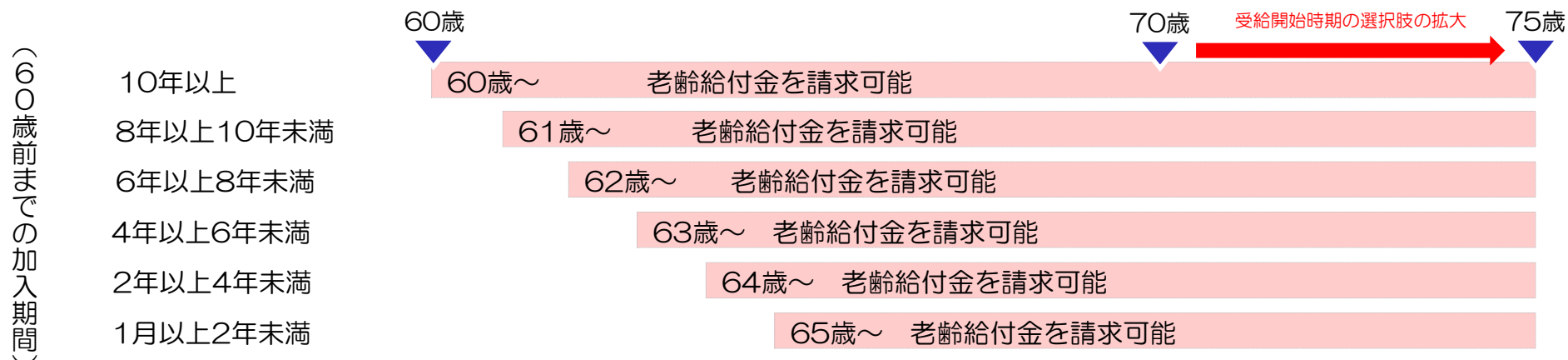
2022年4月1日施行

| | 改正前 | 改正後 |
|--------|---|--|
| 受給開始時期 | <p>・受給開始時期は、60歳～70歳の間で個人が選択できる。</p>  | <p>・受給開始時期の上限年齢を75歳に上げる。</p>  |

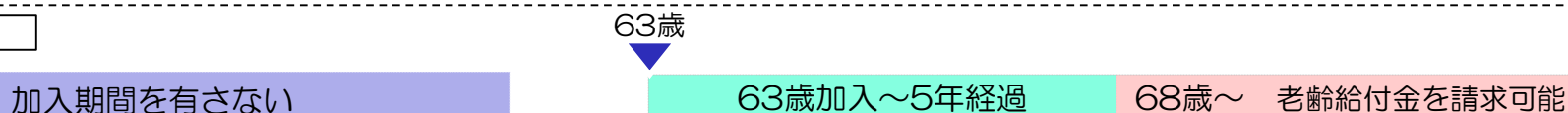
○60歳前までの加入期間を有しない者は、加入期間の要件（下図参照）を満たしていなくても、加入日から5年を経過した日以後から受給が可能となります。

【DC法第33条、第73条】

2022年5月1日施行



63歳加入の例



③企業型DC加入者のiDeCo加入の要件緩和

○企業型DCの加入者について、規約の定めや事業主掛金の引下げがなくても、本人が希望すればiDeCoに加入できるようになりました。【DC法第3条、第62条、第69条】

○企業型DC加入者のiDeCo掛金の拠出可能見込額について、企業型DCの加入者向けのWebサイトで表示することが義務付けられます。【DC法第27条第2項】

2022年10月1日施行

| | 改正前 | 改正後 |
|-----------|---|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> 企業型DC加入者がiDeCoに加入できるのは、現行は労使合意に基づく規約がある企業に限られている。 規約で事業主掛金の上限を月額5.5万円から3.5万円に引下げた企業においてのみ、iDeCo（月額2万円以内）に加入可能。 <p>【iDeCoの加入を認める労使合意に基づく規約の定め等がなければ、加入者全員がiDeCoに加入不可】</p> | <ul style="list-style-type: none"> 企業型DC加入者本人が希望すれば、iDeCoに加入することを可能とする。 規約を設けて企業型DCの事業主掛金を引下げることなく、全体の限度額から事業主掛金を控除した残余の範囲内で、iDeCo（月額2万円以内）に加入できるようにする。 <p>【規約の定め等を不要とすることで、これまで加入できなかった多くの者がiDeCoに加入可能】</p> |
| iDeCo要件緩和 | <p>(万円)</p> <p>5.5</p> <p>事業主掛金</p> <p>事業主掛金と加入者掛金の合計</p> <p>2.0</p> <p>iDeCo</p> <p>事業主掛金</p> <p>5.5</p> <p>事業主掛金</p> <p>事業主掛金と加入者掛金の合計</p> <p>5.5</p> <p>事業主掛金</p> <p>事業主掛金と加入者掛金の合計</p> | <p>(万円)</p> <p>5.5</p> <p>事業主掛金</p> <p>事業主掛金と加入者掛金の合計</p> <p>2.0</p> <p>iDeCo</p> <p>事業主掛金</p> <p>5.5</p> <p>事業主掛金</p> <p>事業主掛金と加入者掛金の合計</p> <p>これまで加入できなかった多くの者が加入可能に</p> |

この層については、限度額に収まるようiDeCoの掛金額の調整が必要となる場合がある（掛金の合算管理の仕組みを構築）

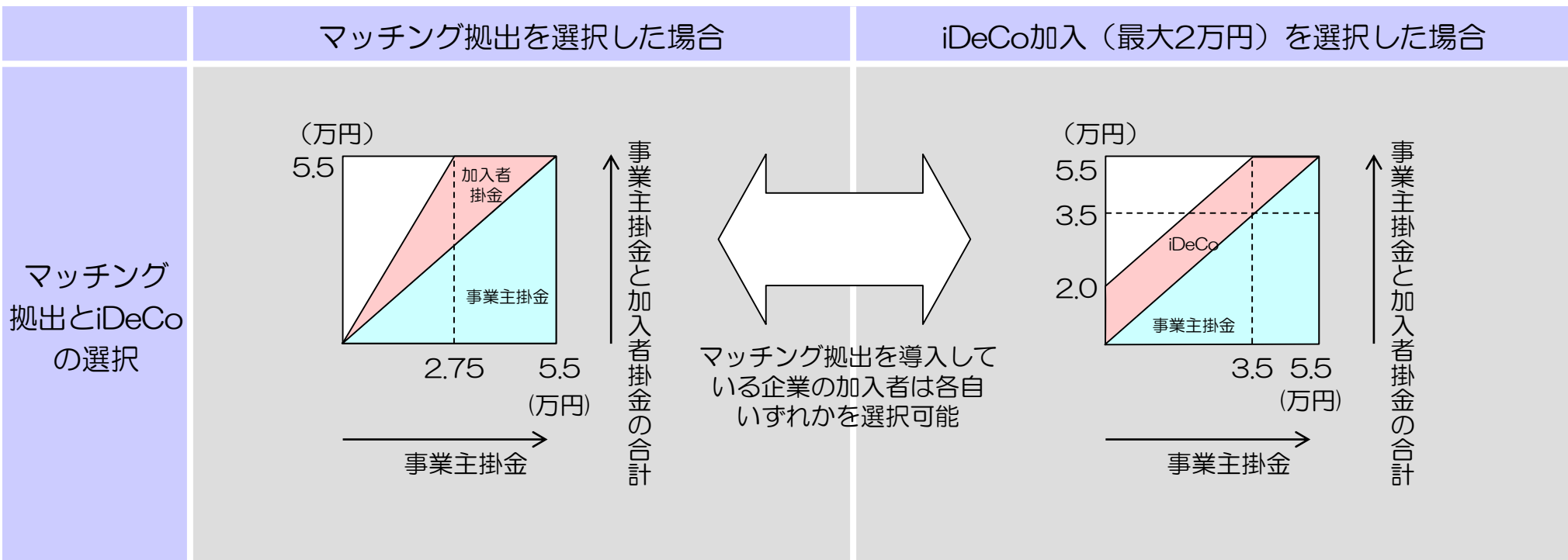
※企業型DCと確定給付型を実施している場合は、5.5万円→2.75万円、3.5万円→1.55万円、2.0万円→1.2万円

④マッチング拠出とiDeCo加入の選択

○マッチング拠出を導入している企業の企業型DC加入者について、マッチング拠出かiDeCo加入かを加入者ごとに選択できるようになります。

【詳細は政省令等で規定される予定】

2022年10月1日施行（予定）



※企業型DCと確定給付型を実施している場合は、5.5万円→2.75万円、3.5万円→1.55万円、2.0万円→1.2万円

⑤中途引出し（脱退一時金）の改善

ODCにおける中途引出し（脱退一時金）について改善が図られ、脱退一時金の受給要件について、以下のとおり見直されました。[【DC法附則第2条の2、附則第3条】](#)

2021年4月1日施行
2022年5月1日施行

| | 改正前 | 改正後 |
|------------------|--|---|
| 企業型DC | <ul style="list-style-type: none"> 次のいずれにも該当する者 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 企業型DC・iDeCoの、加入者・運用指図者でないこと ✓ 個人別管理資産額が政令で定める額（1.5万円）以下であること ✓ 資格を喪失してから6カ月を経過していないこと | <ul style="list-style-type: none"> 左記の改正前要件のいずれにも該当する者 または次のいずれにも該当する者 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 企業型DC・iDeCoの、加入者・運用指図者でないこと ✓ 資格を喪失してから6カ月を経過していないこと ✓ 60歳未満であること ✓ iDeCoに加入できない者であること ✓ 日本国籍を有する海外居住者（20歳以上60歳未満）でないこと ✓ 障害給付金の受給権者でないこと ✓ 掛金拠出期間が1月以上政令で定める期間（5年）以下 または個人別管理資産額が政令で定める額（25万円）以下であること |
| 個人型DC (iDeCo) | <ul style="list-style-type: none"> 次のいずれにも該当する者 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 国民年金保険料免除者であること ✓ 障害給付金の受給権者でないこと ✓ 掛金拠出期間が1月以上3年以下または個人別管理資産額が政令で定める額（25万円）以下であること ✓ 資格喪失日から起算して2年を経過していないこと ✓ 企業型DCの脱退一時金の支給を受けてないこと | <ul style="list-style-type: none"> 次のいずれにも該当する者 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 60歳未満であること ✓ 企業型DCの加入者でないこと ✓ iDeCoに加入できない者であること ✓ 日本国籍を有する海外居住者（20歳以上60歳未満）でないこと ✓ 障害給付金の受給権者でないこと ✓ 掛金拠出期間が1月以上政令で定める期間（5年）以下 または個人別管理資産額が政令で定める額（25万円）以下であること ✓ 資格喪失日から起算して2年を経過していないこと |

- 掛金拠出期間の上限見直し（3年→政令で定める期間（5年））については、2021年4月1日付で施行されます。また、併せて政令で定める資産額についても今後検討を行うこととされており、政令等の規定によっては上表の内容から変更となる可能性があります。
- 改正前は企業型DCから中途引出しをする場合、個人別管理資産額が1.5万円超の者はiDeCoに資産を移換する必要がありました。改正後は、企業型DCの加入者であった者が、「iDeCoの中途引出し要件（ただし、資格喪失から6カ月以内）」を満たしている場合は、直接、脱退一時金の受給が可能となります。
- 経過措置として、施行日前に既に企業型DC・iDeCoの資格を喪失した者に対しても、改正後の規定が適用されます。【改正法附則第28条・第31条】

○今回の法改正において、更なるポータビリティの改善が図られ、
 「終了したDBからiDeCoへの年金資産の移換」【DB法第82条の4、DC法第74条の2～5】
 「加入者の退職等に伴う企業型DCから通算企業年金への年金資産の移換」
 【DB法第91条の18・23、DC法第54条の5】が可能となりました。

2022年5月1日施行

ポータビリティの改善

| 移換元 \ 移換先 | iDeCo (個人型DC) | 通算企業年金 |
|--------------------|------------------|--------|
| 企業型DC (加入者の退職等) | ○ | × → ○ |
| 制度終了DB | × → ○ | ○ |

<参考> 通算企業年金とiDeCoの仕組み

| | |
|--------|--|
| 通算企業年金 | 通算企業年金は、移換された資産を企業年金連合会が運用し、移換時の年齢に応じた予定利率（0.5%～1.5%）で付利される仕組み。 原則、65歳からの受給で（60歳からの繰上げ受給も可能）、80歳までの保証期間付き終身年金（やむを得ない事情等により一時金の選択も可能）。 |
| iDeCo | iDeCoは、加入者個人が運用し、その運用結果に基づく給付を受取る仕組み。 現行、（原則）60歳以上70歳以下の任意の時点で請求可能。年金受取りか一時金受取りかを受給権者が選択可能。 |

⑦中小企業向け制度の対象範囲の拡大

○簡易型DC制度や中小事業主掛金納付制度（iDeCoプラス）について、人数要件が緩和されました。

[【DC法第3条第5項、第55条第2項】](#)

2020年10月1日施行（予定）

| | 改正前 | 改正後 |
|---------------------------|---------------------|---------------------------|
| 簡易型DC | ・従業員規模100名以下の企業が対象。 | ・従業員規模300名以下の企業まで対象を拡大する。 |
| 中小事業主掛金納付制度 （iDeCoプラス） | ・従業員規模100名以下の企業が対象。 | ・従業員規模300名以下の企業まで対象を拡大する。 |

⑧各種手続きの改善等（1）

○DCについて、各種手続きの簡素化が行われました。

【（1）DC法第6条第1項、（2）DC法第89条第1項第3号】

（1）2020年10月1日施行（予定）

（2）2020年6月5日施行

| | 改正前 | 改正後 |
|-------------------------|--|---|
| （1）企業型DCの規約 変更に係る手続き | <ul style="list-style-type: none">・規約変更の手続きについて、DBでは軽微な変更の一部は届出不要であるが、企業型DCでは軽微な変更でも全て届出が必要である。・事業主の必要な手続きが企業型DCとDBとの間で異なる。・実施内容の概要や実施事業所の一覧等を記載した概要書の添付が必要。 | <ul style="list-style-type: none">・DBと同様、軽微な変更の一部は届出不要とする。・事業主の必要な手続きをDCとDBとの間で原則同じとする。・概要書の記載項目を簡素化する。 |
| （2）運営管理機関の登録 手続き | <ul style="list-style-type: none">・運営管理機関の登録事項には、<u>役員</u>の住所等が含まれている。 | <ul style="list-style-type: none">・金融機関を監督する類似の業法において、現在は役員<u>の住所等を登録事項から削除していることから、運営管理機関の登録においても登録事項から削除する。</u> |

○iDeCoの継続投資教育について、以下の改善が図られました。

【DC法第48条の3、第73条】

2020年6月5日施行

| | 改正前 | 改正後 |
|---------------|---|---|
| iDeCo 投資教育 | <ul style="list-style-type: none">・iDeCoの運営にあたっては、国民年金基金連合会が受託者責任を負っており、継続投資教育の努力義務、忠実義務などが課せられている。 継続投資教育については、運営管理機関がこの委託を受けているが、企業年金連合会はこの委託を受けることができない。 | <ul style="list-style-type: none">・国民年金基金連合会がiDeCoの継続投資教育について企業年金連合会に委託できることとし、両連合会の連携を強化する。 ※企業年金連合会は2017年4月より事業主からの委託を受けて継続投資教育を実施している。 |

ODCについて、企業型・個人型ともに各種手続きの簡素化が行われる見通しです。

【詳細は政省令等で規定される予定】

| | 現行 | 見通し |
|----------------------------|---|---|
| (1) iDeCoの加入申込み等のオンライン化 | <ul style="list-style-type: none"> iDeCoの加入申込みや変更については、紙による手続きとなっている。 | <ul style="list-style-type: none"> iDeCoの加入申込みや変更について、オンラインで行う事を可能とすることが求められる。 運営管理機関ごとに、①現行の紙による手続きに加えてオンライン手続きに対応、②紙による手続きを全面廃止してオンライン手続きのみ、③現行どおり紙による手続きのみ、を選択することとする。 <p style="text-align: right; background-color: #FFD700;">2021年1月1日施行（予定）</p> |
| (2) 事業主による企業型DCの業務報告に係る手続き | <ul style="list-style-type: none"> 事業年度ごとの業務報告書の記載事項がDC法の施行当初と比べて大幅に増加している。 | <ul style="list-style-type: none"> 業務報告書の記載事項を簡素化する。また、事業主は企業型記録関連運営管理機関を通じて業務報告書を提出できることとする。 投資教育・運用商品モニタリング・運営管理機関の評価等について、指導体制や手法を含めて見直す。 |
| (3) 事業主による従業員の資格の確認手続き | <ul style="list-style-type: none"> 事業主は、従業員のiDeCo加入に伴い、<u>年1回、従業員の企業年金の加入状況を確認し、国民年金基金連合会に届出る必要がある。</u> | <ul style="list-style-type: none"> 資格の確認手続きを簡素化する。 (関係機関の情報連携による確認とする。) |
| (4) 国民年金第1号被保険者のiDeCo加入手続き | <ul style="list-style-type: none"> 国民年金第1号被保険者は、iDeCoに加入する際、<u>障害年金の受給の有無等を加入申出書に記載するとともに、該当する場合には添付書類が必要。</u> | <ul style="list-style-type: none"> 国民年金基金連合会と日本年金機構との情報連携によって確認できる事項について、記載事項から削除するとともに、添付書類を不要とする。 |

ODCについて、企業型・個人型ともに各種手続きの簡素化が行われる見通しです。

【詳細は政省令等で規定される予定】

見通し

(5) 好取組事例の周知

- ・「社内に年金委員会のような組織を設ける」「日常的・定期的な制度運営に際しても労使による定期的な協議や加入者の意見を聴取し制度運営に反映できる体制としている」等の好取組事例の周知等により、事業主の取組みを促す。

(6) 選択制DC

- ・いわゆる選択制DC・選択型DCは、労働条件の不利益変更であるとともに社会保険・雇用保険等の給付額にも影響する可能性が高く、事業主はこれらの点を含めて正確な説明をすべきであることを法令解釈通知に明記する。
- ・規約の審査を行う地方厚生（支）局は、事業主がどのような資料を用いてどのような労使協議を行ったのかを「協議の経緯を明らかにする資料」に記載させ、これらの点を確認すべきであることを通知（審査要領）に明記し、確認の徹底を図る。

2020年10月1日施行（予定）

(7) 加入者資格の通知への明記

- ・企業年金の加入者の資格等は、退職金等と同様、「同一労働同一賃金ガイドライン」の「基本的な考え方」を踏まえた取扱いがなされるべきであり、その旨をDCの法令解釈通知においても明記、周知することとする。
- ・また、厚生年金被保険者を加入者資格とする考え方等について、企業型DCをDBに合わせることを基本的な方針として整合性を図り、法令解釈通知についても明記、周知することとする。

2020年10月1日施行（予定）

(8) iDeCoの手数料

- ・iDeCoの手数料について、今回の制度改正によるシステム改修費等の増額要因、手続きの効率化等の減額要因、加入者数の現状と今後の見通し等を踏まえて、収支を再計算して手数料を再設定するとともに、前提となる期間を終了することに再計算・再設定していくことを国民年金基金連合会に求める。

※附帯決議において、iDeCoの加入者手数料等に係る透明性を確保するため、国民年金基金連合会等に対し、手数料の算定根拠に関する情報公開を定期的に行うよう促す旨の内容が盛り込まれた。

【改正法案に対する附帯決議（参議院厚生労働委員会、2020年5月28日）】

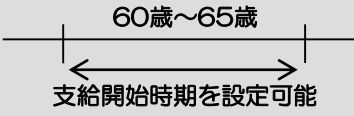
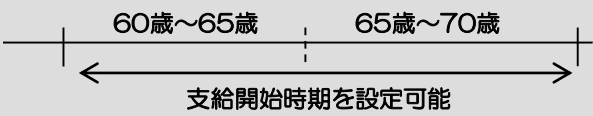
Ⅱ. DBに関する法改正の概要について

⑨支給開始時期の設定可能範囲の拡大

○DB規約に定める支給開始時期の設定可能範囲が70歳まで拡大されました。

【DB法第36条第2項】

2020年6月5日施行

| | 改正前 | 改正後 |
|----|---|---|
| DB | <ul style="list-style-type: none">60歳～65歳の範囲で支給開始時期を設定できる。  <p>60歳～65歳 支給開始時期を設定可能</p> | <ul style="list-style-type: none">支給開始時期の設定可能な範囲を60歳～70歳に拡大する。  <p>60歳～65歳 65歳～70歳 支給開始時期を設定可能</p> |

○今回の法改正において、更なるポータビリティの改善が図られ、
 「終了したDBからiDeCoへの年金資産の移換」【DB法第82条の4、DC法第74条の2～5】
 「加入者の退職等に伴う企業型DCから通算企業年金への年金資産の移換」
 【DB法第91条の18・23、DC法第54条の5】が可能となりました。

2022年5月1日施行

ポータビリティの改善

| 移換元 \ 移換先 | iDeCo (個人型DC) | 通算企業年金 |
|--------------------|------------------|--------|
| 企業型DC (加入者の退職等) | ○ | × → ○ |
| 制度終了DB | × → ○ | ○ |

<参考> 通算企業年金とiDeCoの仕組み

| | |
|--------|--|
| 通算企業年金 | 通算企業年金は、移換された資産を企業年金連合会が運用し、移換時の年齢に応じた予定利率（0.5%～1.5%）で付利される仕組み。 原則、65歳からの受給で（60歳からの繰上げ受給も可能）、80歳までの保証期間付き終身年金（やむを得ない事情等により一時金の選択も可能）。 |
| iDeCo | iDeCoは、加入者個人が運用し、その運用結果に基づく給付を受取る仕組み。 現行、（原則）60歳以上70歳以下の任意の時点で請求可能。年金受取りか一時金受取りかを受給権者が選択可能。 |

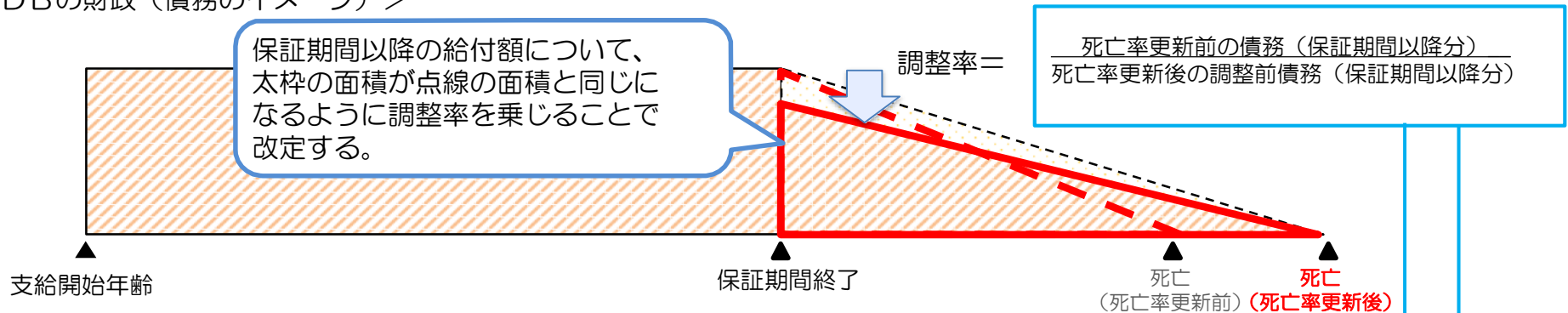
⑪給付額の改定手続き

- DBの給付は、あらかじめ規約で給付額の改定ルールを定めることができます（いわゆるキャッシュバランスプラン）。終身年金の改定ルールの1つとして、死亡率の変動による終身年金現価率の増減を勘案した調整率を乗じることが可能となる見通しです。【詳細は政省令等で規定される予定】

2021年4月1日施行（予定）

| | 現行 | 見通し |
|-----------|---|---|
| 給付額の改定手続き | <ul style="list-style-type: none"> あらかじめ規約で給付額の改定ルールを定めることができ、年金給付の支給を開始してから一定の期間が経過したときに定率を乗じる方法や、金利の変動に合わせて改定する方法が認められている。 ※保証期間付き終身年金を実施する場合、保証期間部分の年金原資が退職一時金と等価となるように設計することが一般的であるが、保証期間部分を超える終身部分は、平均余命の延伸に伴って負担が増加する。（平均余命が短縮する場合は、負担が減少する。） | <ul style="list-style-type: none"> 終身年金の給付額改定ルールの1つとして、あらかじめ規約に定めることで、死亡率の変動による終身年金現価率の増減を勘案した調整率を乗じることが可能とする。 |

<DBの財政（債務のイメージ）>



<個人の給付>



○ 今後、以下の各種手続きの改善等が図られる予定です。

【詳細は政省令等で規定される予定】

| | 現行 | 見通し |
|-------------------|---|---|
| (1) 加入者資格の通知への明記 | / | <ul style="list-style-type: none"> 企業年金の加入者の資格等は、退職金等と同様、「同一労働同一賃金ガイドライン」の「基本的な考え方」を踏まえた取扱いがなされるべきであり、その旨をDBの法令解釈通知においても明記、周知する。 |
| (2) ガバナンスの確保 | <ul style="list-style-type: none"> ガバナンスの確保に向けたこれまでの取組みは、多くが運用上・行政指導上の取組みだった。 | <ul style="list-style-type: none"> DBに義務を課す事項（※）については法令で規定することを基本とする。 ※①総合型DB基金の代議員の定数、②総合型DB基金におけるAUP等の実施義務化、③資産運用委員会の設置義務化 <div style="text-align: right; background-color: #FFD700; padding: 5px;">2020年10月1日施行（予定）</div> |
| (3) 好取組事例の周知 | <ul style="list-style-type: none"> 加入者への情報開示・分かりやすい説明について、これまではDBの業務概況を分かりやすくする取組みを進めてきたが、業務概況は財政の観点から作成されるものであり、加入者にとっては自らの状況が把握できない。 | <ul style="list-style-type: none"> 加入期間に応じた給付額や将来見込額などについて加入者ごとに通知・開示する等の好取組事例について、周知等により事業主の取組みを促す。 |
| (4) スチュワードシップ・コード | <ul style="list-style-type: none"> スチュワードシップ・コードの受入れを行う企業年金は少数である。 | <ul style="list-style-type: none"> 関係省庁・団体が協力してきめ細かい周知・サポートを行い、企業年金の取組みを促す。 |

⑬リスク対応掛金に係る規約変更の手続き

○ リスク対応掛金に係る規約変更の手続きが見直されました。

【以下の告示・通知が発出済】

2019年12月27日施行

- 確定給付企業年金法施行規則第四十三条第一項に規定する通常の予測を超えて財政の安定が損なわれる危険に対応する額の算定方法の一部を改正する件（令和元年厚生労働省告示第211号）
- 確定給付企業年金法施行規則第四十三条第一項に規定する通常の予測を超えて財政の安定が損なわれる危険に対応する額の算定方法の一部を改正する件（令和元年厚生労働省告示第211号）の適用に伴う「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」の一部改正について（令和元年12月27日 年企発1227第1号）
- 確定給付企業年金法施行規則第四十三条第一項に規定する通常の予測を超えて財政の安定が損なわれる危険に対応する額の算定方法の一部を改正する件（令和元年厚生労働省告示第211号）の適用に伴う「確定給付企業年金の財政計算等に係る特例的扱いについて」の一部改正について（令和元年12月27日 年発1227第3号）

| | 改正前 | 改正後 |
|--------------------|---|--|
| リスク対応掛金に係る規約変更の手続き | <ul style="list-style-type: none"> • リスク対応掛金を拠出するための規約変更を行う場合には、「将来発生するリスク」を算定する必要がある。この「<u>将来発生するリスク</u>」の算定にあたって特別算定方法（※）を用いる場合、厚生労働大臣の個別の承認が必要となり、当該承認手続きは規約変更に先立って行う必要がある。 （※）例えば、リスク分担型企業年金以外のDBで予定利率の低下を見込む場合。 | <ul style="list-style-type: none"> • リスク分担型企業年金以外のDBが予定利率の低下を見込む場合等、<u>これまでの間で定型化した算定方法について、厚生労働大臣の個別の承認を不要とする。</u> |

Ⅲ. 今後の検討課題と議論の進め方について

○ 第11回社会保障審議会企業年金・個人年金部会（2020年6月17日開催）において、今後の検討課題について、以下のとおり議論の進め方が示されました。

| | 議論の進め方 |
|--------------------|---|
| <p>拠出時・給付時の仕組み</p> | <ul style="list-style-type: none"> 改正法附則に検討規定が追加されたが、<u>拠出限度額をはじめとする拠出時・給付時の仕組み</u>は引続きの検討課題となっている。 <p>拠出限度額等の見直しは、税制面においても、税制改正大綱等に示されているとおり、拠出・運用・給付の各段階を通じた税の在り方が検討課題とされている。</p> <p>また、<u>「企業年金・個人年金制度を安定的に運営するための体制整備」</u>（制度を支える企業年金連合会・国民年金基金連合会等の基盤強化など）についても、併せて議論していくこととしてはどうか。</p> |
| <p>DBの手続きの見直し等</p> | <ul style="list-style-type: none"> 意見が分かれている、 <p><u>①リスク分担型企業年金の合併時・分割時等の手続き</u> <u>②定年延長等の雇用延長に伴う給付設計の見直しに当たっての手続き</u> <u>③支払保証制度</u> <u>④年金バイアウト</u></p> <p>については、厚生労働省においてそれぞれの考え方を整理したうえで議論することとしてはどうか。</p> |
| <p>企業型DCガバナンス</p> | <ul style="list-style-type: none"> <u>企業型DCガバナンス</u>については、継続投資教育、運営管理機関等の評価、運用商品モニタリング、運用商品提供数、商品除外手続き、指定運用方法の設定などについて、2016年改正の施行後の実態を厚生労働省において把握・分析したうえで議論することとしてはどうか。 |
| <p>DC手続きの改善</p> | <ul style="list-style-type: none"> <u>手続きの改善</u>については、2021年1月から始まる予定の個人型DC（iDeCo）の加入申込み等のオンライン化などの施行状況をモニタリングするとともに、見直しの要望が強い第2号被保険者がDeCoに加入する際に必要となる事業主証明の発行の事務等の改善に向けて議論することとしてはどうか。 |

IV. (ご参考) 公的年金制度の改正の概要について

○ 公的年金制度においては、以下の改正が行われました。

| | 改正の概要 | 施行日 |
|------------------|---|--------------------------|
| 被用者保険の適用拡大 | ①短時間労働者を被用者保険の適用対象とすべき事業所の企業規模要件について、段階的に引下げる（現行500人超→100人超→50人超）。 | 2022年10月1日 2024年10月1日 |
| | ②5人以上の個人事業所に係る適用業種に、弁護士、税理士等の資格を有する者が行う法律又は会計に係る業務を行う事業を追加する。 | 2022年10月1日 |
| | ③厚生年金・健康保険の適用対象である国・自治体等で勤務する短時間労働者に対して、公務員共済の短期給付を適用する。 | |
| 在職中の年金受給の在り方の見直し | ①高齢期の就労継続を早期に年金額に反映するため、在職中の老齢厚生年金受給者（65歳以上）の年金額を毎年定時に改定することとする。 | 2022年4月1日 |
| | ②60歳から64歳に支給される特別支給の老齢厚生年金を対象とした在職老齢年金制度について、支給停止とならない範囲を拡大する（支給停止が開始される賃金と年金の合計額の基準を、現行の28万円から47万円（令和2年度額）に上げる）。 | |
| 受給開始時期の選択枝の拡大 | 現在60歳から70歳の間となっている年金の受給開始時期の選択枝を、60歳から75歳の間に拡大する。 | 2022年4月1日 |
| その他 | ①国民年金手帳から基礎年金番号通知書への切替え | 2022年4月1日 |
| | ②未婚のひとり親等を寡婦と同様に国民年金保険料の申請全額免除基準等に追加 | 2021年4月1日 |
| | ③短期滞在の外国人に対する脱退一時金の支給上限年数を3年から5年に引上げ（具体的な年数は政令で規定） | |
| | ④年金生活者支援給付金制度における所得・世帯情報の照会の対象者の見直し | 2020年6月5日 （公布日） |
| | ⑤児童扶養手当と障害年金の併給調整の見直し 等 | 2021年3月1日 等 |